

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧(令和 6 年 5 月版)	新(令和 7 年 5 月版)	備考
第 1 編 共 通 編 第 1 章 総 則 第 1 節 総 則 1-1-1 適 用 2. 共通仕様書の適用 受注者は、<u>工事仕様書</u>の適用にあたっては、「北海道開発局請負工事監督規程（以下「監督規程」という。）」及び「北海道開発局請負工事検査規程（以下「検査規程」という。）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第 18 条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、予算決算及び会計令（令和 4 年 6 月改正 政令第 216 号）（以下「予決令」という。）第 101 条の 3 及び 4 に基づくものであることを認識しなければならない。 1-1-2 用語の定義 1-1-3 設計図書の照査等 1-1-4 ワンダーレスポンス	第 1 編 共 通 編 第 2 章 総 則 第 1 節 総 則 1-1-1-1 適 用 2. 共通仕様書の適用 受注者は、<u>工事仕様書</u>の適用にあたっては、「北海道開発局請負工事監督規程（以下「監督規程」という。）」及び「北海道開発局請負工事検査規程（以下「検査規程」という。）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第 18 条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、予算決算及び会計令（令和 6 年 9 月改正 政令第 289 号）（以下「予決令」という。）第 101 条の 3 及び 4 に基づくものであることを認識しなければならない。 1-1-1-2 用語の定義 1-1-1-3 設計図書の照査等 1-1-1-4 ワンダーレスポンス	項番を 4 桁に変更 適用すべき諸基準類との整合 項番を 4 桁に変更

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧(令和6年5月版)	新(令和7年5月版)	備考
1-1-5 施工計画書 1-1-6 コリンズ(CORINS)への登録 1-1-7 監督職員 1-1-8 工事用地等の使用 1-1-9 工事の着手 1-1-10 工事の下請負 1-1-11 施工体制台帳 1-1-12 受発注者間の情報共有 1-1-13 受注者相互の協力 1-1-14 調査・試験に対する協力 5.低入札価格調査 (2)第1編1-1-4に基づく施工計画書の提出に際して、	1-1-1-5 ウィークリースタンス 1.ウィークリースタンス 監督職員及び受注者は、「ウィークリースタンス」の実施に努める。 ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。 1-1-1-6 施工計画書 1-1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録 1-1-1-8 監督職員 1-1-1-9 工事用地等の使用 1-1-1-10 工事の着手 1-1-1-11 工事の下請負 1-1-1-12 施工体制台帳 1-1-1-13 受発注者間の情報共有 1-1-1-14 受注者相互の協力 1-1-1-15 調査・試験に対する協力 5.低入札価格調査 (2)第1編1-1-1-6に基づく施工計画書の提出に際	工事共通仕様書との整合により追記 以降項番繰り下がり 項番繰り下がり 項番修正

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧(令和6年5月版)	新(令和7年5月版)	備考
その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。 1-1-15 工事の一時中止 1.一般事項 発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-44臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。 1-1-16 設計図書の変更 1-1-17 工期変更 1-1-18 支給材料及び貸与品 1-1-19 工事現場発生品 1-1-20 建設副産物 1-1-21 工事完成図 1-1-22 工事完成検査 1-1-23 既済部分検査等 5.適用規定	して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。 1-1-1-16 工事の一時中止 1.一般事項 発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-1-45臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。 1-1-1-17 設計図書の変更 1-1-1-18 工期変更 1-1-1-19 支給材料及び貸与品 1-1-1-20 工事現場発生品 1-1-1-21 建設副産物 1-1-1-22 工事完成図 1-1-1-23 工事完成検査 1-1-1-24 既済部分検査等 5.適用規定	項番繰り下がり 項番修正 項番繰り下がり

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧(令和6年5月版)	新(令和7年5月版)	備考
受注者は、当該既済部分検査については、第3編1-1-6 監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。 1-1-24 部分使用 1-1-25 施工管理 1-1-26 履行報告 1-1-27 週休二日の対応 1-1-28 工事関係者に対する措置請求 1-1-29 工事中の安全確保 1-1-30 爆発及び火災の防止 1-1-31 後片付け 1-1-32 事故報告書 1-1-33 環境対策 6.排出ガス対策型建設機械 受注者は、工事の施工にあたり表1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正 法律第41号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」、	受注者は、当該既済部分検査については、第3編3-1-1-4 監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。 1-1-1-25 部分使用 1-1-1-26 施工管理 1-1-1-27 履行報告 1-1-1-28 週休二日の対応 1-1-1-29 工事関係者に対する措置請求 1-1-1-30 工事中の安全確保 1-1-1-31 爆発及び火災の防止 1-1-1-32 後片付け 1-1-1-33 事故報告書 1-1-1-34 環境対策 6.排出ガス対策型建設機械 受注者は、工事の施工にあたり表1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正 法律第41号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」、	項番修正 項番繰り下がり

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧(令和 6 年 5 月版)	新(令和 7 年 5 月版)	備考
もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 排出ガス対策型建設機械等を使用出来ないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 受注者は、トンネル坑内作業において表 1－2 に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和3年2月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号）に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省	もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 排出ガス対策型建設機械等を使用出来ないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 受注者は、トンネル坑内作業において表 1－2 に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和6年4月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第3号）に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省	適用すべき諸基準類との整合

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧(令和 6 年 5 月版)	新(令和 7 年 5 月版)	備考
経機発第249号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 1－1－34 文化財の保護 1－1－35 交通安全管理 5.交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道	経機発第249号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 1－1－1－35 文化財の保護 1－1－1－36 交通安全管理 5.交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道	項番繰り下がり

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧(令和 6 年 5 月版)	新(令和 7 年 5 月版)	備考
路標示に関する命令（令和5年3月改正 内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長 国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利第38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。 14.通行許可等 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和5年3月改正 政令第54号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬	路標示に関する命令（令和6年7月改正 内閣府・国土交通省令第4号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長 国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利第38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。 14.通行許可等 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和6年9月改正 政令第272号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬	適用すべき諸基準類との整合 適用すべき諸基準類との整合

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧(令和6年5月版)	新(令和7年5月版)	備考
するときは、道路交通法（令和5年5月改正 法律第19号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。 1-1-36 施設管理 1-1-37 諸法令の遵守 1.諸法令の遵守 （4）労働基準法（令和2年3月改正 法律第14号） （8）雇用保険法（令和4年3月改正 法律第12号） （10）健康保険法（令和5年5月改正 法律第31号） （12）建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和4年3月改正 法律第12号） （13）出入国管理及び難民認定法（令和4年12月改正 法律第97号） （14）道路法（令和3年3月改正 法律第9号） （15）道路交通法（令和5年5月改正 法律第19号） （17）道路運送車両法（令和4年3月改正 法律第4号） （19）地すべり等防止法（平成29年6月改正 法律第45号） （20）河川法（令和3年5月改正 法律第31号） （21）海岸法（令和4年3月改正 法律第7号）	するときは、道路交通法（令和5年6月改正 法律第56号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。 1-1-1-37 施設管理 1-1-1-38 諸法令の遵守 1.諸法令の遵守 （4）労働基準法（令和6年5月改正 法律第42号） （8）雇用保険法（令和6年6月改正 法律第47号） （10）健康保険法（令和6年6月改正 法律第47号） （12）建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和6年5月改正 法律第26号） （13）出入国管理及び難民認定法（令和5年12月改正 法律第84号） （14）道路法（令和5年5月改正 法律第34号） （15）道路交通法（令和5年6月改正 法律第56号） （17）道路運送車両法（令和5年6月改正 法律第63号） （19）地すべり等防止法（令和5年5月改正 法律第34号） （20）河川法（令和5年5月改正 法律第34号） （21）海岸法（令和5年5月改正 法律第34号）	適用すべき諸基準類との整合 項番繰り下がり 適用すべき諸基準類との整合

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧(令和6年5月版)		新(令和7年5月版)		備考
(24) 漁港漁場整備法	(平成30年12月改正 法律第95号)	(24) 漁港及び漁場の整備等に関する法律 (令和5年5月改正 法律第34号)		適用すべき諸基準類との整合
(26) 航空法	(令和4年6月改正 法律第62号)	(26) 航空法	(令和5年6月改正 法律第63号)	
(29) 森林法	(令和2年6月改正 法律第41号)	(29) 森林法	(令和5年6月改正 法律第63号)	
(39) 砂利採取法	(平成27年6月改正 法律第50号)	(39) 砂利採取法	(令和5年6月改正 法律第63号)	
(42) 測量法	(令和元年6月改正 法律第37号)	(42) 測量法	(令和6年6月改正 法律第54号)	
(43) 建築基準法	(令和5年6月改正 法律第58号)	(43) 建築基準法	(令和6年6月改正 法律第53号)	
(44) 都市公園法	(平成29年5月改正 法律第26号)	(44) 都市公園法	(令和6年5月改正 法律第40号)	
(48) 海上交通安全法	(令和3年6月改正 法律第53号)	(48) 海上交通安全法	(令和5年5月改正 法律第34号)	
(51) 船員法	(令和3年6月改正 法律第75号)	(51) 船員法	(令和6年5月改正 法律第42号)	
(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成30年6月改正 法律第59号)		(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (令和5年5月改正 法律第24号)		
(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	(令和3年5月改正 法律第37号)	(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	(令和6年6月改正 法律第54号)	
(63) 厚生年金保険法	(令和5年3月改正 法律第3号)	(63) 厚生年金保険法	(令和6年6月改正 法律第47号)	
(68) 所得税法	(令和5年6月改正 法律第44号)	(68) 所得税法	(令和6年6月改正 法律第26号)	
(70) 船員保険法	(令和5年5月改正 法律第31号)	(70) 船員保険法	(令和6年6月改正 法律第47号)	
(71) 著作権法	(令和3年6月改正 法律第52号)	(71) 著作権法	(令和6年6月改正 法律第55号)	
(72) 電波法	(令和4年12月改正 法律第93号)	(72) 電波法	(令和5年12月改正 法律第87号)	

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧(令和6年5月版)	新(令和7年5月版)	備考
(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和4年3月改正 法律第12号） (78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（令和元年6月改正 法律第35号） (79) 警備業法（令和元年6月改正 法律第37号） (81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（令和5年6月改正 法律第58号） 1-1-38 官公庁等への手続等 1-1-39 施工時期及び施工時間の変更 1-1-40 工事測量 1-1-41 不可抗力による損害 1-1-42 特許権等 1-1-43 保険の付保及び事故の補償 1-1-44 臨機の措置 1-1-45 石綿使用の有無 1-1-46 主任技術者または監理技術者の変更 開発局独自 受注者は、工事の継続性等に支障がないと認められる場合において、監督職員との協議により、主任技術者及び監理技術者を変更できるものとする。	(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和6年6月改正 法律第47号） (78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（令和6年6月改正 法律第54号） (79) 警備業法（令和5年6月改正 法律第63号） (81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（令和6年6月改正 法律第53号） 1-1-1-39 官公庁等への手続等 1-1-1-40 施工時期及び施工時間の変更 1-1-1-41 工事測量 1-1-1-42 不可抗力による損害 1-1-1-43 特許権等 1-1-1-44 保険の付保及び事故の補償 1-1-1-45 臨機の措置 1-1-1-46 石綿使用の有無 1-1-1-47 主任技術者または監理技術者の変更 開発局独自 受注者は、工事の継続性等に支障がないと認められる場合において、監督職員との協議により、主任技術者及び監理技術者を変更できるものとする。	適用すべき諸基準類との整合 項番繰り下がり

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧(令和 6 年 5 月版)	新(令和 7 年 5 月版)	備考
(1) 技術者の事情（死亡、傷病、退職等）により交代が必要と認められる場合。 (2) 受注者の責によらない理由により、工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期を延長した場合。 (3) 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点。 (4) ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合。 (5) その他工事の進捗状況等現場の施工実態、施工体制等を考慮して途中交代しても支障がないと認められるとき。 (6) 上記（2）から（5）において途中交代を認める場合の留意事項 ①交代後の専任技術者に求める資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で契約関係図書に示す事項を満たすものとする。 ②専任技術者の交代に際し、継続的な業務が遂行できるよう、原則として新旧の技術者を7日以上の間重複配置する事を求め、適切な引継を確保しなければならない	(1) 技術者の事情（死亡、傷病、退職等）により交代が必要と認められる場合。 (2) 受注者の責によらない理由により、工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期を延長した場合。 (3) 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点。 (4) ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合。 (5) 上記（2）から（4）において途中交代を認める場合の留意事項 ①交代後の専任技術者に求める資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で契約関係図書に示す事項を満たすものとする。 ②専任技術者の交代に際し、継続的な業務が遂行できるよう、原則として新旧の技術者を7日以上の間重複配置する事を求め、適切な引継を確保しなければならない	記載削除

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧(令和 6 年 5 月版)	新(令和 7 年 5 月版)	備考
い。 ③上記（５）においては、工事期間内に原則として１年間に１回限り交代を認めるものとする。 <u>1－1－47</u> 建設業退職金共済制度の普及について 開発局独自	い。 1－1－1－48 建設業退職金共済制度の普及について 開発局独自	記載削除 項番繰り下がり

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧(令和 6 年 5 月版)	新(令和 7 年 5 月版)	備考
第 2 編 器具及び材料編 ※以降は、令和6年度版 北海道開発局電気通信工事仕様書 第2編 器具及び材料編であるが、全て本省基準参照のため、記載は削除	第 2 編 器具及び材料編 本編は、電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房技術調査課 電気通信室）第 2 編 器具及び材料編によるものとする。また、以下を補足条項として加える。 （１）本編に記載の「土木工事共通仕様書」については、「道路・河川工事仕様書（国土交通省北海道開発局）」に読み替えるものとする。	参照先を記載 土木工事仕様書を道路・河川工事仕様書へ読み替えを記載

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧（令和6年5月版）				新（令和7年5月版）				備考																												
第3編 電気通信設備工事 共通編				第3編 電気通信設備工事 共通編																																
第1章 総 則				第1章 総 則																																
1-1-1 請負代金内訳書及び工事費構成書				3-1-1-1 請負代金内訳書及び工事費構成書				項番を4桁に変更 語句修正																												
1-1-2 工程表				3-1-1-2 工程表																																
1-1-3 担当技術者（業務）				3-1-1-3 担当技術者（工事監督支援業務）																																
1-1-4 監督職員による確認及び立会等				3-1-1-4 監督職員による確認及び立会等																																
7. 段階確認の臨場				7. 段階確認の臨場																																
表3-1-1 段階確認一覧表 （1/5）				表3-1-1 段階確認一覧表 （1/5）																																
<table><tr><td>区分</td><td>種別</td><td>細 別</td><td>確 認 時 期</td></tr><tr><td colspan="2">各設備共通事項</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">機器製作</td><td>機器製作に関する仕様書・設計図等の作成</td><td>機器製作仕様書・機器製作設計図等の提出時</td></tr><tr><td>工場内での機器製作</td><td>機器製作後の工場内試験成績書提出時</td></tr></table>				区分	種別	細 別	確 認 時 期	各設備共通事項					機器製作	機器製作に関する仕様書・設計図等の作成	機器製作仕様書・機器製作設計図等の提出時	工場内での機器製作	機器製作後の工場内試験成績書提出時	<table><tr><td>区分</td><td>種別</td><td>細 別</td><td>確 認 時 期</td></tr><tr><td colspan="2">各設備共通事項</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">機器製作</td><td>機器製作に関する仕様書・設計図等の作成</td><td>機器製作仕様書・機器製作設計図等の提出時</td></tr><tr><td>工場内での機器製作</td><td>機器製作後の工場内試験成績書提出時</td></tr></table>				区分	種別	細 別	確 認 時 期	各設備共通事項					機器製作	機器製作に関する仕様書・設計図等の作成	機器製作仕様書・機器製作設計図等の提出時	工場内での機器製作	機器製作後の工場内試験成績書提出時	
区分	種別	細 別	確 認 時 期																																	
各設備共通事項																																				
	機器製作	機器製作に関する仕様書・設計図等の作成	機器製作仕様書・機器製作設計図等の提出時																																	
		工場内での機器製作	機器製作後の工場内試験成績書提出時																																	
区分	種別	細 別	確 認 時 期																																	
各設備共通事項																																				
	機器製作	機器製作に関する仕様書・設計図等の作成	機器製作仕様書・機器製作設計図等の提出時																																	
		工場内での機器製作	機器製作後の工場内試験成績書提出時																																	

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧（令和6年5月版）				新（令和7年5月版）				備考
	耐震施工	機器据付に関するあと施工アンカーボルト等の強度計算と選定根拠	耐震基準による強度検討資料の照査結果の提出時	耐震施工		機器据付に関するア ンカーボルト等の強 度計算と選定根拠	耐震基準による強度検討資料の照査結果の提出時	一般のアンカーボルトにも適用
		あと施工アンカーボルト施工作業手順	あと施工アンカーボルト施工についての作業手順書提出時			あと施工アンカーボルト施工作業手順	あと施工アンカーボルト施工についての作業手順書提出時	
		耐震施工状況	あと施工アンカーボルト引張試験成績書提出時			耐震施工状況	あと施工アンカーボルト引張試験成績書提出時	
	総合調整	現地での単体・総合調整	各設備の単体調整及び総合調整後の現地試験成績書提出時	総合調整		現地での単体・総合調整	各設備の単体調整及び総合調整後の現地試験成績書提出時	
	共通設備			共通設備				
	各種設備の落下防止	壁面又は天井面に設置する設備の落下防止対策に関するあと施工アンカーボルト等の強度計算と選定根拠	固定荷重による強度検討資料の照査結果の提出時		各種設備の落下防止	壁面又は天井面に設置する設備の落下防止対策に関するあと施工アンカーボルト等の強度計算と選定根拠	固定荷重による強度検討資料の照査結果の提出時	
	器材の落下防止	壁面又は天井面の器材設置に関するあと施工アンカーボルト等の強度計算と選定根拠	固定荷重による強度検討資料の照査結果の提出時		器材の落下防止	壁面又は天井面の器材設置に関するあと施工アンカーボルト等の強度計算と選定根拠	固定荷重による強度検討資料の照査結果の提出時	
	配管・配線工	防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の防水処理	処理作業過程		配管・配線工	防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の防水処理	処理作業過程	
	通信配線工	各種試験	試験成績書提出時		通信配線工	各種試験	試験成績書提出時	

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧（令和6年5月版）			新（令和7年5月版）			備考		
	光ケーブル敷設工	各種試験	試験成績書提出時		光ケーブル敷設工	各種試験	試験成績書提出時	項番を4桁に変更 <

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧（令和6年5月版）	新（令和7年5月版）	備考
備工事編】」及び「北海道開発局における電子納品に関する手引き（案）」に基づいて原則として電子成果品を作成及び納品しなければならない。 なお、工事管理ファイル、その他管理ファイル、施工計画書管理ファイル、打合せ簿管理ファイル、台帳管理ファイル、設備図書管理ファイル及びそれらの DTD ファイルは、国土交通省「電子納品に関する要領・基準/DTD・XML 記入例」サイト（https://www.cals-ed.go.jp/cri_dtdxml/）において公開している「工事完成図書等に係わる DTD、XML 記入例」（R4.3）を利用することとし、関係する記載は読み替えるものとする。 7. 地質調査の電子成果品等 受注者は、設計図書において地質調査の実施が明示された場合、「地質・土質調査成果電子納品要領（国土交通省）」に基づいて電子成果品を作成しなければならない。 なお、受注者は、地質データ、試験結果等については、地質・土質調査業務共通仕様書（案）（建設省技調発第92号平成3年3月30日）（一部改定 国官技第356号 令和4年3月29日）の第118号条成果物の提出に基づいて地盤情報データベースに登録しなければならない。 8. 強度検討資料 3-1-1 耐震施工(2)1) に基づき、受注者は、発注者から示された強度検討資料の照査した結果及び強度検討資	備工事編】」及び「北海道開発局における電子納品に関する手引き（案）」に基づいて原則として電子成果品を作成及び納品しなければならない。 なお、工事管理ファイル、その他管理ファイル、施工計画書管理ファイル、打合せ簿管理ファイル、台帳管理ファイル、設備図書管理ファイル及びそれらの DTD ファイルは、国土交通省「電子納品に関する要領・基準/DTD・XML 記入例」サイト（https://www.cals-ed.go.jp/cri_dtdxml/）において公開している「工事完成図書等に係わる DTD、XML 記入例」（R5.3）を利用することとし、関係する記載は読み替えるものとする。 7. 地質調査の電子成果品等 受注者は、設計図書において地質調査の実施が明示された場合、「地質・土質調査成果電子納品要領（国土交通省）」に基づいて電子成果品を作成しなければならない。 なお、受注者は、地質データ、試験結果等については、地質・土質調査業務共通仕様書（案）（建設省技調発第92号平成3年3月30日）（一部改定 国官技第873号 令和6年3月）の第118号条成果物の提出に基づいて地盤情報データベースに登録しなければならない。 8. 強度検討資料 第3編3-3-1-1 耐震施工2(1)に基づき、受注者は、発注者から示された強度検討資料の照査した結果及び強度	適用すべき諸基準類との整合 適用すべき諸基準類との整合 誤記修正

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧（令和 6 年 5 月版）	新（令和 7 年 5 月版）	備考
料を作成した場合は工事完成図書として納品しなければならない。 1－1－8 技術検査 7. 適用規定 受注者は、当該技術検査については、第 3 編 1－1－6 監督職員による確認及び立会等第 3 項の規定を準用する。 1－1－9 提出書類 1－1－10 創意工夫 1－1－11 セキュリティに関する事項 1－1－12 その他 開発局独自 第 3 章 設備の耐震基準 第 1 節 設備の耐震基準 3－1－1 耐震施工 （1）施工基準 電気通信設備の据付にあたっては、3－1－2 に規定する設計基準を満足するとともに、設備の機能、形状及び現場条件に応じた適切な耐震施工を施さなければならない。	検討資料を作成した場合は工事完成図書として納品しなければならない。 3－1－1－8 技術検査 7. 適用規定 受注者は、当該技術検査については、第 3 編 3－1－1－4 監督職員による確認及び立会等第 3 項の規定を準用する。 3－1－1－9 提出書類 3－1－1－10 創意工夫 3－1－1－11 セキュリティに関する事項 3－1－1－12 その他 開発局独自 第 3 章 設備の耐震基準 第 1 節 設備の耐震基準 3－3－1－1 耐震施工 （1）施工基準 電気通信設備の据付にあたっては、第 3 編 3－3－1－2 に規定する設計基準を満足するとともに、設備の機能、形状及び現場条件に応じた適切な耐震施工を施さなければならない。	項番を 4 桁に変更 項番修正 項番を 4 桁に変更 項番を 4 桁に変更 項番修正

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧（令和6年5月版）	新（令和7年5月版）	備考
（２）機器の固定 1) 強度検討資料の照査 工事受注者は、発注者から示された強度検討資料の照査を実施するものとする。強度検討資料とは、諸元及び計算条件、計算結果（準拠基準、外形寸法、機器質量、設置場所、重要機器の種別、使用部材の許容応力度、コンクリートの設計基準強度、据付水平力及び鉛直力、各種ボルト及びプレートの検討、あと施工アンカーボルトの検討）が含まれたものをいう。屋外にあっては、風荷重、積雪荷重等を考慮し、地震力と風圧力のいずれが上回るか確認しなければならない。 工事受注者が実施する強度検討資料の照査とは、諸元及び計算条件と施工条件との乖離が無いかの確認となる。 発注者から示された強度検討資料と施工条件が一致しない場合は、監督職員と協議しなければならない。発注者は、受注者から提出された機器製作仕様書、機器製作設計図に基づく強度検討資料を作成しなければならない。かつ、協議により受注者が強度検討資料を作成する場合は、完成図書として納品しなければならない。	（２）機器の固定 1) 強度検討資料の照査 工事受注者は、発注者から示された強度検討資料の照査を実施するものとする。強度検討資料とは、諸元及び計算条件、計算結果（準拠基準、外形寸法、機器質量、設置場所、重要機器の種別、使用部材の許容応力度、コンクリートの設計基準強度、据付水平力及び鉛直力、各種ボルト及びプレートの検討、あと施工アンカーボルトの検討）が含まれたものをいう。屋外にあっては、風荷重、積雪荷重等を考慮し、地震力と風圧力のいずれが上回るか確認なければならない。 工事受注者が実施する強度検討資料の照査とは、諸元及び計算条件と施工条件との乖離が無いかの確認となる。 発注者から示された強度検討資料と施工条件が一致しない場合は、監督職員と協議しなければならない。発注者は、受注者から提出された機器製作仕様書、機器製作設計図に基づく強度検討資料を作成しなければならない。かつ、協議により受注者が強度検討資料を作成する場合は、完成図書として納品しなければならない。 なお、再設計は発注者の責任により設計受注者が行	設計変更の明確化

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧（令和 6 年 5 月版）	新（令和 7 年 5 月版）	備考
図3-3-1に設計施工における役割分担の考え方を示す。 ※発注者の責任により設計受注者による再設計を行うことを原則とするが、協議により工事受注者に再設計させる場合は、金額の変更を伴う受注者が行う場合は設計変更の対象とする。 2) ボルト類の選定 工事受注者は、取付ボルト及び架台の選定にあたっては、強度検討資料で発注者から示された機器に作用する水平力及び鉛直力、コンクリートの許容応力度に応じ、「鋼構造許容応力度設計規準」（日本建築学会）及びJIS B 1082に基づき許容応力（引張、せん断）を、あと施工アンカーボルトの選定にあたっては、「各種合成構造設計指針・同解説」（日本建築学会）に基づき許容応力（引張、せん断、引抜）、許容値（組合わせ）を算出し、適切なボルト類を選定しなければならない。 ※鋼構造許容応力度設計規準：許容応力度（F）、長期許容引張応力度（$f_t=F/1.5$）、長期	う事を原則とするが、協議により工事受注者に再設計させる場合は、金額の変更を伴う設計変更の対象とする。 図3-3-1に設計施工における役割分担の考え方を示す。 2) ボルト類の選定 工事受注者は、取付ボルト及び架台の選定にあたっては、強度検討資料で発注者から示された機器に作用する水平力及び鉛直力、コンクリートの許容応力度に応じ、「鋼構造許容応力度設計規準」（日本建築学会）及びJIS B 1082に基づき許容応力（引張、せん断）を、あと施工アンカーボルトの選定にあたっては、「あと施工アンカーボルト設計・施工要領（案）・同解説」（建設電気技術協会）に基づき適切なボルト類を選定しなければならない。 ※鋼構造許容応力度設計規準：許容応力度（F）、長期許容引張応力度（$f_t=F/1.5$）、長期	上記に合わせ記述削除 適用基準の見直し

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧（令和6年5月版）	新（令和7年5月版）	備考
許容せん断応力度（$f_s = F / 1.5\sqrt{3}$）、短期許容応力度（長期荷重における許容応力度の1.5倍） ※JIS B 1082：一般用メートルねじの有効断面積 耐震強度計算を行う上で必要となる床等のコンクリート強度が不明な場合は、公共建築工事標準仕様書（電気工事編）に定めるコンクリート強度：$F_c = 18\text{N/mm}^2$を用いることができるものとする。 工事受注者は、発注者から示された強度検討資料に応じた取付ボルト及び架台を選定、使用しなければならない。あと施工アンカーボルト、アンカー筋の径は計算結果に基づくものを選定、使用するものとする。 また、適切な管理項目を定めたあと施工アンカーボルト施工作业手順書を提出し監督職員の確認を受けた上で、（一社）日本建築あと施工アンカー協会の資格区分に応じた資格所有者に施工させるとともに、強度検討資料の照査結果に基づく設計用引張荷重に等しい荷重による同協会の施工指針に規定する試験方法により、あと施工アンカーボルトの規格、施工面（壁面、天井、床面）、施工班、施工日毎に3%（最低3本）以上の本数の非破壊	許容せん断応力度（$f_s = F / 1.5\sqrt{3}$）、短期許容応力度（長期荷重における許容応力度の1.5倍） ※JIS B 1082：ねじの有効断面積及び座面の負荷面積 耐震強度計算を行う上で必要となる床等のコンクリート強度が不明な場合は、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）に定めるコンクリート強度：$F_c = 18\text{N/mm}^2$を用いることができるものとする。 工事受注者は、発注者から示された強度検討資料に応じた取付ボルト及び架台を選定、使用しなければならない。あと施工アンカーボルト、アンカー筋の径は計算結果に基づくものを選定、使用するものとする。 また、適切な管理項目を定めたあと施工アンカーボルト施工作业手順書を提出し監督職員の確認を受けた上で、（一社）日本建設あと施工アンカー協会の資格区分に応じた資格所有者に施工させるとともに、強度検討資料の照査結果に基づく設計用引張荷重に等しい荷重による同協会の施工指針に規定する試験方法により、あと施工アンカーボルトの規格、施工面（壁面、天井、床面）、施工班、施工日毎に3%（最低3本）以上の本数の非破壊	誤記修正 誤記修正 誤記修正

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧（令和 6 年 5 月版）	新（令和 7 年 5 月版）	備考
引張試験を実施するものとする。 なお、施工および非破壊引張試験を資格区分に応じた資格所有者で行えない場合は、あと施工アンカーボルト全数に対して強度検討資料の照査結果に基づく設計用引張荷重に等しい荷重により非破壊引張試験を実施するものとする。 上下固定のようにアンカーボルトに引張力が作用しない場合はアンカーボルトの長期許容引張力に等しい荷重により非破壊引張試験を実施するものとする。 ただし、表 3－3－1 の機器の非破壊引張試験の試験数は、第3編「4－4－4 器材の落下防止」の規定による。 3) 既設アンカーボルトの流用 既設アンカーボルトを流用する場合は、全数に対して目視により錆がないかを、打音・接触検査により緩み等がないかを確認し、ノギスでボルトの最小径寸法を測定し最小寸法が確保できていることを確認したうえで、全数に対して強度検討資料の照査結果に基づく設計用引張荷重に等しい荷重により非破壊引張試験を実施するものとする。 上下固定のようにアンカーボルトに引張力が作用しない場合はアンカーボルトの長期許容引張力	引張試験を実施するものとする。 なお、施工および非破壊引張試験を資格区分に応じた資格所有者で行えない場合は、あと施工アンカーボルト全数に対して強度検討資料の照査結果に基づく設計用引張荷重に等しい荷重により非破壊引張試験を実施するものとする。 上下固定のようにアンカーボルトに引張力が作用しない場合はアンカーボルトの長期許容引張力に等しい荷重により非破壊引張試験を実施するものとする。 ただし、表 3－3－1 の機器の非破壊引張試験の試験数は、第3編「3－4－4－4 器材の落下防止」の規定による。 3) 既設アンカーボルトの流用 既設アンカーボルトを流用する場合は、全数に対して目視により錆がないかを、打音・接触検査により緩み等がないかを確認し、ノギスでボルトの最小径寸法を測定し最小寸法が確保できていることを確認したうえで、全数に対して強度検討資料の照査結果に基づく設計用引張荷重に等しい荷重により非破壊引張試験を実施するものとする。 上下固定のようにアンカーボルトに引張力が作用しない場合はアンカーボルトの長期許容引張力	項番修正

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧（令和 6 年 5 月版）	新（令和 7 年 5 月版）	備考
に等しい荷重により非破壊引張試験を実施するものとする。 ただし、表3-3-1の機器の非破壊引張試験にあたっては、第3編「4-4-4器材の落下防止対策」の規定による。 （3） 提出書類等 1) 電気通信工事仕様書第 3 編第 3 章「設備の耐震据付基準」及び第 4 章「共通設備工」を基に、耐震対策及び各種設備等の落下防止対策を行うものとし、施工方法を施工計画書に記載するものとする。 3-1-2 耐震据付設計基準 （6）地表の基礎に設置する電気通信設備 ただし、（1）、（2）、（4）で規定する範囲を超える場合、及び表 3-3-4 に示す以外の電気通信設備を設置する場合は、事前に監督職員と協議するものとする。 なお、表3-3-1に示す機器は適用範囲外とする。 表 3-3-4 耐震据付設計の重要度区分一覧表 (1/4) 表 3-3-4 耐震据付設計の重要度区分一覧表 (2/4)	に等しい荷重により非破壊引張試験を実施するものとする。 ただし、表3-3-1の機器の非破壊引張試験にあたっては、第3編「3-4-4-4器材の落下防止対策」の規定による。 （3） 提出書類等 1) 第 3 編第 3 章「設備の耐震基準」及び第 4 章「共通設備工」を基に、耐震対策及び各種設備等の落下防止対策に係わる施工方法を施工計画書に記載するものとする。 3-3-1-2 耐震据付設計基準 （6）地表の基礎に設置する電気通信設備 ただし、（1）、（2）、（4）で規定する範囲を超える場合、及び表 3-3-4 に示す以外の電気通信設備を設置する場合は、事前に監督職員と協議するものとする。 なお、表3-3-1に示す機器及び壁掛け型の分電盤及び表示盤等は適用範囲外とする。 表 3-3-4 耐震据付設計対象の電気通信設備と重要度区分一覧表 (1/4) 表 3-3-4 耐震据付設計対象の電気通信設備と重要度区分一覧表 (2/4)	項番修正 記載内容修正 項番を 4 桁に変更 対象設備追記 記載内容の見直し 記載内容の見直し

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧（令和6年5月版）			新（令和7年5月版）			備考
分類	設備名称	重要度区分	分類	設備名称	重要度区分	対象設備整理
通信設備	共同溝附帯設備		通信設備	共同溝附帯設備		
	共同溝監視制御設備	重要機器B		共同溝監視制御設備	重要機器B	
	多重通信設備			多重通信設備		
	多重無線装置 空中線装置 監視制御装置	重要機器B		多重無線装置 空中線装置 監視制御装置	重要機器B	
	テレメータ設備			衛星通信設備		
	テレメータ監視局装置 テレメータ中継局装置 テレメータ観測局装置	重要機器B		衛星通信固定局設備	重要機器B（空中線系を含む）	
	放流警報設備			衛星通信車載局設備	重要機器B	
	放流警報制御監視局装置 放流警報中継局装置 放流警報警報局装置	重要機器B		移動体通信設備		
	移動体通信設備			移動体通信装置	重要機器B（空中線系を含む）	
	移動体通信装置	重要機器B（空中線系を含む）		テレメータ設備		
	衛星通信設備			テレメータ監視局装置 テレメータ中継局装置 テレメータ観測局装置	重要機器B	
	衛星通信固定局設備	重要機器B（空中線系を含む）		放流警報設備		
	衛星通信車載局設備	重要機器B		放流警報制御監視局装置 放流警報中継局装置 放流警報警報局装置	重要機器B	
	衛星通信可搬局設備					

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧（令和6年5月版）			新（令和7年5月版）			備考
	ヘリコプタ映像伝送設備			ヘリコプタ映像伝送設備		対象設備整理 記載内容の見直し
	基地局装置	重要機器B		基地局装置	重要機器B	
	電話交換設備			電話交換設備		
	自動電話交換装置	重要機器B		自動電話交換装置	重要機器B	
	IP電話交換装置			IP電話交換装置		
表3-3-4 耐震据付設計の重要度区分一覧表（3/4）			表3-3-4 耐震据付設計対象の電気通信設備と重要度区分一覧表（3/4）			技術基準の追加
表3-3-4 耐震据付設計の重要度区分一覧表（4/4）			表3-3-4 耐震据付設計対象の電気通信設備と重要度区分一覧表（4/4）			
第4章 共通設備工			第4章 共通設備工			
第2節 適用すべき基準			第2節 適用すべき基準			
経済産業省 電気設備に関する技術基準を定める省令（令和4年12月）			経済産業省 電気設備に関する技術基準を定める省令（令和5年3月）			
			経済産業省 発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令（令和6年4月）			
			経済産業省 発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈（令和3年3月）			
			経済産業省 発電用水力設備に関する技術基準を定める省令（平成21年3月）			

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧（令和 6 年 5 月版）	新（令和 7 年 5 月版）	備考
日本建築学会 各種合成構造設計指針・同解説 (2010年11月) 第 3 節 各種設備に関する一般事項 4－3－1 一般事項 4－3－2 各種設備等の包装・運搬 4－3－3 各種設備等の据付 （3）卓上装置等の据付 1) 地震時に、卓上装置や端末設備等が水平移動又は卓上から落下等しないように、耐震用品等で固定するものとする。 2) 卓上に設置する場合は、移動又は転倒などを防止	経済産業省 発電用水力設備の技術基準の解釈 (平成28年5月) 経済産業省 発電用風力設備に関する技術基準を定める省令 (令和6年4月) 経済産業省 発電用風力設備の技術基準の解釈 (令和3年4月) 日本建築学会 各種合成構造設計指針・同解説 (2023年8月) 建設電気技術協会 あと施工アンカーボルト設計・施工要領・同解説 (令和7年4月) 建設電気技術協会 ストラクチャー設計・施工要領・同解説 (平成31年4月) 第 3 節 各種設備に関する一般事項 3－4－3－1 一般事項 3－4－3－2 各種設備等の包装・運搬 3－4－3－3 各種設備等の据付 （3）卓上装置等の据付 1) 卓の脚はスラブ（耐震施工がされているフリーアクセスの場合はフリーアクセス）に固定する。 2) 卓上装置や端末設備等が水平移動または卓上から落下等しないように、耐震用品等で固定するもの	技術基準の追加 項番を 4 桁に変更 記載内容の見直し

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧（令和 6 年 5 月版）	新（令和 7 年 5 月版）	備考
するために耐震用品等で固定するものとし、卓の脚はスラブ（耐震施工がされているフリーアクセスの場合はフリーアクセス）に固定する。 4－3－4 各種設備の落下防止 1. 設備の落下等により第三者被害の発生が懸念される場所において、壁面及び天井面にあと施工アンカーボルト等により設備等を設置する場合は、落下防止措置のうち2種類以上の異なる種類を組合せたM8以上のボルト、ナット（以下「二重落下防止の対策が施されたボルト、ナット」という。）を選定するものとする。 なお、二重ナットも落下防止措置の1種類として取り扱うものとする。また、ボルト部においては、目視によるボルト、ナットの緩み確認用として、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキング（合いマーク）を施工するものとする。 2. 設備の落下等により第三者被害の発生が懸念される場所に設置される以下の設備にあつては、さらにワイヤロープ等で接続するものとする。 ・ CCTV設備 ・ トンネル照明設備 ・ 道路照明設備 ただし、本体構造による落下防止対策の実施が確認できるCCTV設備においては、ワイヤロープ等による対策は求め	とする。 3－4－3－4 各種設備の落下防止 1. 設備の落下等により第三者被害の発生が懸念される場所において、壁面または天井面にあと施工アンカーボルト等により設備等を設置する場合は、落下防止措置と緩み止め機能を組合せたM8以上のボルト、ナット（以下「二重落下防止の対策が施されたボルト、ナット」という。）を選定するものとする。 ボルト部においては、目視によるボルト、ナットの緩み確認用として、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキング（合いマーク）を施工するものとする。 2. 設備の落下等により第三者被害の発生が懸念される場所に設置される以下の設備にあつては、さらにワイヤロープ等で接続するものとする。 ・ トンネル照明設備 ・ 道路照明設備 ・ CCTV設備（本体構造による落下防止対策が施されていない装置に限る。） 「設備の落下等により第三者被害の発生が懸念される場所」	項番を4桁に変更 落下防止対策を明確化 記載内容の見直し

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧（令和6年5月版）				新（令和7年5月版）				備考																																								
ない。 「設備の落下等により第三者被害の発生が懸念される場所」とは、設置場所が一般の立ち入りを制限した場所以外をいう。 表3－4－2　あと施工アンカーボルトの落下防止対策 <table><tr><th colspan="2">設備名</th><th>落下対策の処置</th><th>適用</th></tr><tr><td rowspan="2">CCTV 設備</td><td>本体の固定方法</td><td>二重落下防止</td><td rowspan="6">第3編 「4-3-4 各種設 備の落 下防 止」に 適用</td></tr><tr><td>落下防止用ワイヤロープ の固定方法</td><td>問わない</td></tr><tr><td rowspan="2">トン ネル 照明 設備</td><td>本体の固定方法</td><td>二重落下防止</td></tr><tr><td>落下防止用ワイヤロープ の固定方法</td><td>問わない</td></tr><tr><td rowspan="2">道路 照明 設備 (ポ ール 照 明)</td><td>本体の固定方法</td><td>貫通ボルト及び 落下防止用ワイ ヤロープによ る。</td></tr><tr><td>落下防止用ワイヤロープ の固定方法</td><td>該当なし</td></tr></table>				設備名		落下対策の処置	適用	CCTV 設備	本体の固定方法	二重落下防止	第3編 「4-3-4 各種設 備の落 下防 止」に 適用	落下防止用ワイヤロープ の固定方法	問わない	トン ネル 照明 設備	本体の固定方法	二重落下防止	落下防止用ワイヤロープ の固定方法	問わない	道路 照明 設備 (ポ ール 照 明)	本体の固定方法	貫通ボルト及び 落下防止用ワイ ヤロープによ る。	落下防止用ワイヤロープ の固定方法	該当なし	とは、設置場所が一般の立ち入りを制限した場所以外をいう。 表3－4－2　各種設備の落下防止対策 <table><tr><th colspan="2">設備名</th><th>落下対策の処置</th><th>適用</th></tr><tr><td rowspan="2">CCTV 設備</td><td>本体の固定方法</td><td>二重落下防止</td><td rowspan="6">第3編 「4-3-4 各種設 備の落 下防 止」に 適用</td></tr><tr><td>落下防止用ワイヤロープ の固定方法</td><td>問わない</td></tr><tr><td rowspan="2">トン ネル 照明 設備</td><td>本体の固定方法</td><td>二重落下防止</td></tr><tr><td>落下防止用ワイヤロープ の固定方法</td><td>問わない</td></tr><tr><td rowspan="2">道路 照明 設備 (ポ ール 照 明)</td><td>器具の固定方法</td><td>貫通ボルト及び 落下防止用ワイ ヤロープによ る。</td></tr><tr><td>落下防止用ワイヤロープ の固定方法</td><td>ポール内落下防 止ワイヤ取付用 金具に取付</td></tr></table>				設備名		落下対策の処置	適用	CCTV 設備	本体の固定方法	二重落下防止	第3編 「4-3-4 各種設 備の落 下防 止」に 適用	落下防止用ワイヤロープ の固定方法	問わない	トン ネル 照明 設備	本体の固定方法	二重落下防止	落下防止用ワイヤロープ の固定方法	問わない	道路 照明 設備 (ポ ール 照 明)	器具の固定方法	貫通ボルト及び 落下防止用ワイ ヤロープによ る。	落下防止用ワイヤロープ の固定方法	ポール内落下防 止ワイヤ取付用 金具に取付	誤記修正 防止策の明示
設備名		落下対策の処置	適用																																													
CCTV 設備	本体の固定方法	二重落下防止	第3編 「4-3-4 各種設 備の落 下防 止」に 適用																																													
	落下防止用ワイヤロープ の固定方法	問わない																																														
トン ネル 照明 設備	本体の固定方法	二重落下防止																																														
	落下防止用ワイヤロープ の固定方法	問わない																																														
道路 照明 設備 (ポ ール 照 明)	本体の固定方法	貫通ボルト及び 落下防止用ワイ ヤロープによ る。																																														
	落下防止用ワイヤロープ の固定方法	該当なし																																														
設備名		落下対策の処置	適用																																													
CCTV 設備	本体の固定方法	二重落下防止	第3編 「4-3-4 各種設 備の落 下防 止」に 適用																																													
	落下防止用ワイヤロープ の固定方法	問わない																																														
トン ネル 照明 設備	本体の固定方法	二重落下防止																																														
	落下防止用ワイヤロープ の固定方法	問わない																																														
道路 照明 設備 (ポ ール 照 明)	器具の固定方法	貫通ボルト及び 落下防止用ワイ ヤロープによ る。																																														
	落下防止用ワイヤロープ の固定方法	ポール内落下防 止ワイヤ取付用 金具に取付																																														

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧（令和6年5月版）	新（令和7年5月版）	備考
4-3-5 各種設備等の調整 4-3-6 各種設備等の撤去 第4節 機材に関する一般事項 4-4-1 防火区画等の貫通 （2）関係法令に適合したもので貫通に適合するものとする。 4-4-2 延焼防止処置を要する床貫通 4-4-3 外壁貫通の管路 4-4-4 器材の落下防止 1. 設備の落下等により第三者被害の発生が懸念される場所において、壁面又は天井面にあと施工アンカーボルトにより器材を設置する場合は、二重落下防止の対策が施されたM8以上のあと施工アンカーボルトを選定するものとする。また、ボルト、ナット部においては、目視によるボルト、ナットの緩み確認用として、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキング（合いマーク）を施工するものとする。 第5節 配管・配線工 4-5-1 地中配管 4-5-2 屋内露出配管 2. 合成樹脂管配管	3-4-3-5 各種設備等の調整 3-4-3-6 各種設備等の撤去 第4節 器材に関する一般事項 3-4-4-1 防火区画等の貫通 （2）防火区画等の貫通部に用いる材料は、関係法令に適合したもので貫通部に適合するものとする。 3-4-4-2 延焼防止処置を要する床貫通 3-4-4-3 外壁貫通の管路 3-4-4-4 器材の落下防止 1. 器材の落下等により第三者被害の発生が懸念される場所において、壁面又は天井面にあと施工アンカーボルトにより器材を設置する場合は、二重落下防止の対策が施されたM8以上のあと施工アンカーボルトを選定するものとする。また、ボルト、ナット部においては、目視によるボルト、ナットの緩み確認用として、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキング（合いマーク）を施工するものとする。 第5節 配管・配線工 3-4-5-1 地中配管 3-4-5-2 屋内露出配管 2. 合成樹脂管配管	項番を4桁に変更 誤記修正 項番を4桁に変更 記載内容修正 項番を4桁に変更 語句修正 項番を4桁に変更

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧（令和6年5月版）	新（令和7年5月版）	備考
（１）露出配管 ３）管の支持は、サドル、クリップ、ハンガなどを使用し、取付間隔は1.5m以下とする。ただし、管相互の接続点の両側、管とボックスなどとの接続点に近い個所及び管端は固定する。 （２）埋込配管 埋込配管は、本条１項（１）の１）～３）の規定によるほか、以下によるものとする。ただし、配管の支持間隔は1.5m以下とする。 ４－５－３ 屋外露出配管 １．金属管配管 金属管配管は、第３編４－５－２屋内露出配管第１項の規定によるほか、以下によるものとする。 ２．合成樹脂管配管 合成樹脂管配管は、第３編４－５－２屋内露出配管第２項の規定による。ただし、合成樹脂管の露出配管において、耐候性のないものは直接太陽光線が当たる場所に施工してはならない。 ４－５－４ 地中配線 ２．ケーブル配線 （６）ケーブルの屈曲半径は、第３編４－５－５屋内配線３項（４）の規定による。 ４－５－５ 屋内配線	（１）露出配管 ３）管の支持は、サドル、クリップ、ハンガなどを使用し、取付間隔は1.5m以下とする。ただし、管相互の接続点の両側、管とボックスなどとの接続点に近い箇所及び管端は固定する。 （２）埋込配管 埋込配管は、本条２項（１）の１）～３）の規定によるほか、以下によるものとする。 ３－４－５－３ 屋外露出配管 １．金属管配管 金属管配管は、第３編３－４－５－２屋内露出配管第１項の規定によるほか、以下によるものとする。 ２．合成樹脂管配管 合成樹脂管配管は、第３編３－４－５－２屋内露出配管第２項の規定による。ただし、合成樹脂管の露出配管において、耐候性のないものは直接太陽光線が当たる場所に施工してはならない。 ３－４－５－４ 地中配線 ２．ケーブル配線 （６）ケーブルの屈曲半径は、第３編３－４－５－５屋内配線３項（４）の規定による。 ３－４－５－５ 屋内配線	誤記修正 誤記修正 項番を４桁に変更 項番修正 項番修正 項番を４桁に変更 項番修正 項番を４桁に変更

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧（令和6年5月版）	新（令和7年5月版）	備考
2. 通 線 （2）ダクト内配線 4) ダクト内の電線などは、回路ごとにまとめ、電線支持物の上に整然と並べて敷設すること。ただし、垂直に用いる場合は1.5m以下の間隔ごとに、緊縛材料で縛るものとする。 4－5－6 屋外配線 1. 一般事項 一般事項は、第3編4－5－5屋内配線の規定の屋内を屋外に読み替えるものとする。 2. 配 線 配線は、第3編4－5－5屋内配線の規定2項及び3項の規定による。 4－5－7 架空配線 4. 低高圧架空電線と索道との接近または交差 低圧架空電線または高圧架空電線が、索道と近接状態に施設される場合は、「電気設備の技術基準の解釈第73条 低高圧架空電線と索道との接近又は交差」の規定によるものとする。 4－5－8 電力ケーブル端末処理 4－5－9 電力ケーブル接続 4－5－10 コンクリート穴あけ・はつり	2. 通 線 （2）ダクト内配線 4) ダクト内の電線などは、回路ごとにまとめ、電線支持物の上に整然と並べて敷設すること。ただし、垂直に用いる場合は1.5m以下の間隔ごとに、包縛するものとする。 3－4－5－6 屋外配線 1. 一般事項 一般事項は、第3編3－4－5－5屋内配線の規定の屋内を屋外に読み替えるものとする。 2. 配 線 配線は、第3編3－4－5－5屋内配線の規定2項及び3項の規定による。 3－4－5－7 架空配線 4. 低高圧架空電線と索道との接近または交差 低圧架空電線または高圧架空電線が、索道と接近状態に施設される場合は、「電気設備の技術基準の解釈第73条 低高圧架空電線と索道との接近又は交差」の規定によるものとする。 3－4－5－8 電力ケーブル端末処理 3－4－5－9 電力ケーブル接続 3－4－5－10 コンクリート穴あけ・はつり	語句修正 項番を4桁に変更 項番修正 項番修正 項番を4桁に変更 誤記修正 項番を4桁に変更

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧（令和6年5月版）	新（令和7年5月版）	備考
4-5-11 作業土工（電気） 作業土工（電気）は、第3編第2章第6節作業土工（電気）の規定によるほか、以下によるものとする。 （1）床掘幅は、管路の施工が可能な最小幅とする。 （2）道路沿いの床掘を行う場合は、交通安全施設を設置し、保安を確保しなければならない。 （3）舗装の切取りは、コンクリートカッタにより行い、周囲に損傷を与えないものとする。 （4）床掘は、他の地中埋設物に損傷を与えないように、注意して行うものとする。 （5）床掘は、所定の深さまで行った後、石や突起物を取り除き、突固めを行うものとする。 （6）埋戻しは、良質土または砂を1層の仕上げ厚さが0.3m以下となるように均一に締固めて、順次行うものとする。 （7）路面の表面仕上げを行う場合は、床掘前の路面高さと同じにし、十分締固めなければならない。 なお、舗装路面などの場合は、床掘前の材料で仕上げるものとする。 4-5-12 殻運搬処理 第6節 配線器具設置工 4-6-1 ダクト取付	3-4-5-11 作業土工（電気） 作業土工（電気）は、第3編第2章第6節作業土工（電気）の規定による。 3-4-5-12 殻運搬処理 第6節 配線器具設置工 3-4-6-1 ダクト取付	項番を4桁に変更 記載内容削除 項番を4桁に変更 項番を4桁に変更

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧（令和 6 年 5 月版）	新（令和 7 年 5 月版）	備考
1. 金属ダクト （1）ダクトの敷設 1) ダクトまたは支持する金物は、スラブ、その他の構造体に吊りボルトまたはボルトで取付けるものとし、あらかじめ取付け用インサートまたはボルトを埋込むものとする。ただし、やむを得ない場合は、ダクト及び収容されるケーブルなどの荷重に耐えることができる、メカニカルアンカーボルトを用いるものとする。 4－6－2 ケーブルラック設置 ケーブルラック取付けは、以下によるものとする。 （1）ケーブルラックまたは支持する金物は、天井及び壁などの構造体に、ラック本体及び敷設されるケーブルなどの荷重に耐え得る強度を有する吊りボルトまたはメカニカルアンカーボルトを用いて取付けるものとする。 （6）ケーブルラックの終端部、自在継手部及びエキスパンション部には、第 3 編 4－5－2 屋内露出配管 1 項（3）の 4）の規定に示す太さの接続線を用いてボンディングを行い、電氣的に接続すること。ただし、自在継手部において、電氣的に接続されている場合には、ラック相互の接続部のボンディングは省略できる。	1. 金属ダクト （1）ダクトの敷設 1) ダクトまたは支持する金物は、スラブ、その他の構造体に吊りボルトまたはボルトで取付けるものとし、あらかじめ取付け用インサートまたはボルトを埋込むものとする。ただし、やむを得ない場合は、ダクト及び収容されるケーブルなどの荷重に耐えることができる、金属系アンカーボルトを用いるものとする。 3－4－6－2 ケーブルラック設置 ケーブルラック取付けは、以下によるものとする。 （1）ケーブルラックまたは支持する金物は、天井及び壁などの構造体に、ラック本体及び敷設されるケーブルなどの荷重に耐え得る強度を有する吊りボルトまたは金属系アンカーボルトを用いて取付けるものとする。 （6）ケーブルラックの終端部、自在継手部及びエキスパンション部には、第 3 編 3－4－5－2 屋内露出配管 1 項（3）の 4）の規定に示す太さの接続線を用いてボンディングを行い、電氣的に接続すること。ただし、自在継手部において、電氣的に接続されている場合には、ラック相互の接続部のボンディングは省略できる。	語句修正 項番を 4 桁に変更 語句修正 項番修正

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧（令和6年5月版）	新（令和7年5月版）	備考
(7) 設備の落下等により第三者被害の発生が懸念される場所において、壁面又は天井面にあと施工アンカーボルトによりケーブルラックを設置する場合は、二重落下防止の対策が施されたM8以上のあと施工アンカーボルトを選定するものとする。また、ボルト部においては、目視によるボルト、ナットの緩み確認用として、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキング（合いマーク）を施工するものとする。	(7) 器材の落下等により第三者被害の発生が懸念される場所において、壁面又は天井面にあと施工アンカーボルトによりケーブルラックを設置する場合は、二重落下防止の対策が施されたM8以上のあと施工アンカーボルトを選定するものとする。また、ボルト部においては、目視によるボルト、ナットの緩み確認用として、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキング（合いマーク）を施工するものとする。	語句修正
第7節 通信配線工 4-7-1 給電線敷設 1. 導波管の敷設 (7) 導波管の支持間隔は、6.5GHzまたは7.5GHz帯にあつては1.5m以下とし、12GHz帯にあつては1m以下とする。ただし、方形導波管とフレキシブル導波管との接続箇所にあつては、接続箇所から0.3m以下の方形導波管側とする。 なお、支持にあたっては、フレキシブル導波管の使用効果を低減させないよう施工する。 3. 同軸管の敷設 3) 同軸管と無線機の空中線端子の接続は、適合するコネクタにより行うが、曲げ半径及び無線機の空	第7節 通信配線工 3-4-7-1 給電線敷設 1. 導波管の敷設 (7) 導波管の支持間隔は、6.5GHzまたは7.5GHz帯にあつては1.5m以下とし、12GHz帯にあつては1m以下とする。ただし、方形導波管とフレキシブル導波管との接続箇所にあつては、接続箇所から0.3m以下の方形導波管側を支持すること。 なお、支持にあたっては、フレキシブル導波管の使用効果を低減させないよう施工する。 3. 同軸管の敷設 3) 同軸管と無線機の空中線端子の接続は、適合するコネクタにより行うが、曲げ半径及び無線機の空	項番を4桁に変更 誤記修正

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧（令和 6 年 5 月版）	新（令和 7 年 5 月版）	備考
中線端子コネクタなどの関係で、サイズを細くしまたは異種ケーブルを使用する場合は、適合するケーブルに変換して行うものとする。 なお、変換を通信機械室内で行う場合は、無線機架上付近で行い、空中線付近で行う場合は、点検の容易な箇所とし、その処理方法は、以下によるものとする。 同軸管の相互接続及び端末処理は、フランジ、カップリングまたはコネクタを用いて行うものとする。 なお、湿気のある場所におけるコネクタ接続は、第 3 編 4－7－4 通信ケーブル接続（3）の規定による。 4－7－2 電線・ケーブル敷設 1. 通信地中配線 （1）通信ケーブルの地中配線と、地中強電流電線との隔離は、第 3 編 4－5－4 地中配線 1 項の規定による。 （2）ケーブルの配線は、第 3 編 4－5－4 地中配線 2 項（1）～（5）及び（7）～（10）の規定によるほか、以下によるものとする。 ケーブルの屈曲半径は、ケーブルの仕上り外径の 6 倍以上とする。ただし、CCPケーブル、CPEV-Sケー	中線端子コネクタなどの関係で、サイズを細くしまたは異種ケーブルを使用する場合は、適合するケーブルに変換して行うものとする。 なお、変換を通信機械室内で行う場合は、無線機架上付近で行い、空中線付近で行う場合は、点検の容易な箇所とし、その処理方法は、以下によるものとする。 同軸管の相互接続及び端末処理は、フランジ、カップリングまたはコネクタを用いて行うものとする。 なお、湿気のある場所におけるコネクタ接続は、第 3 編 3－4－7－4 通信ケーブル接続（3）の規定による。 3－4－7－2 電線・ケーブル敷設 1. 通信地中配線 （1）通信ケーブルの地中配線と、地中強電流電線との隔離は、第 3 編 3－4－5－4 地中配線 1 項の規定による。 （2）ケーブルの配線は、第 3 編 3－4－5－4 地中配線 2 項（1）～（5）及び（7）～（10）の規定によるほか、以下によるものとする。 ケーブルの屈曲半径は、ケーブルの仕上り外径の 6 倍以上とする。ただし、CCPケーブル、CPEV-Sケー	項番修正 項番を 4 桁に変更 項番修正

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧（令和 6 年 5 月版）	新（令和 7 年 5 月版）	備考
ブル、CPEE-Sケーブルは、10倍以上とする。 2. 通信屋内配線 （1）通信ケーブルの屋内配線と、屋内強電流電線との隔離は、第 3 編 4－5－5 屋内配線 1 項の規定によるほか、以下によるものとする。 1）端子盤内の配線は、電線などを一括に整然と行い、くし形編出しして端子に接続する。 ただし、1 列の端子板が 2 個以下の場合は、扇形編出しとしてもよい。また硬質塩化ビニル製の、盤配線用ダクトによって整線を行ってもよい。 （2）配 線 1）管内配線 管内配線は、第 3 編 4－5－5 屋内配線 2 項（1）の 1）～2）及び 4）の規定によるほか、以下によるものとする。 垂直に敷設する管路内のケーブルは、表 3－4－7 に示す間隔でボックス内にて支持すること。 2）線び配線 線び内配線は、第 3 編 4－5－5 屋内配線 2 項（3）の規定による。 4）ころがし配線	ブル、CPEE-Sケーブルは、10倍以上とする。 2. 通信屋内配線 （1）通信ケーブルの屋内配線と、屋内強電流電線との隔離は、第 3 編 3－4－5－5 屋内配線 1 項の規定によるほか、以下によるものとする。 1）端子盤内の配線は、電線などを一括に整然と行い、くし形編出しして端子に接続する。 ただし、1 列の端子板が 2 個以下の場合は、扇形編出しとしてもよい。また硬質塩化ビニル製の、盤配線用ダクトによって整線を行ってもよい。 （2）配 線 1）管内配線 管内配線は、第 3 編 3－4－5－5 屋内配線 2 項（1）の 1）～2）及び 4）の規定によるほか、以下によるものとする。 垂直に敷設する管路内のケーブルは、表 3－4－7 に示す間隔でボックス内にて支持すること。 2）線び配線 線び内配線は、第 3 編 3－4－5－5 屋内配線 2 項（3）の規定による。 4）ころがし配線	項番修正 項番修正

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

[illegible]

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧（令和6年5月版）	新（令和7年5月版）	備考
は、自己融着テープを用いて防護し、ビニルテープを巻き付けて仕上げるものとする。 4－7－5 UTPケーブル敷設 2. UTPケーブル地中配線 UTPケーブル地中配線の敷設にあたっては、第3編4－7－2電線・ケーブル敷設1項の規定によるほか、以下によるものとする。 3. UTPケーブル屋内配線 UTPケーブル屋内配線の敷設にあたっては、第3編4－7－2電線・ケーブル敷設2項の規定のほか、以下によるものとする。 4. UTPケーブル屋外配線 UTP屋外配線の敷設にあたっては、第3編4－7－2電線・ケーブル敷設3項、本条2項（1）及び本条3項2）～4）の規定による。 第8節 光ケーブル敷設工 4－8－1 一般事項 4－8－2 光ケーブル地中配線	では、自己融着テープを用いて防護し、ビニルテープを巻き付けて仕上げるものとする。 3－4－7－5 UTPケーブル敷設 2. UTPケーブル地中配線 UTPケーブル地中配線の敷設にあたっては、第3編3－4－7－2電線・ケーブル敷設1項の規定によるほか、以下によるものとする。 3. UTPケーブル屋内配線 UTPケーブル屋内配線の敷設にあたっては、第3編3－4－7－2電線・ケーブル敷設2項の規定のほか、以下によるものとする。 4. UTPケーブル屋外配線 UTP屋外配線の敷設にあたっては、第3編3－4－7－2電線・ケーブル敷設3項、本条2項（1）及び本条3項2）～4）の規定による。 第8節 光ケーブル敷設工 3－4－8－1 一般事項 （10）光ケーブルの雷害対策は、ケーブルを敷設する環境条件により、ケーブル構造を選定し、被害を防ぐ手段を考慮するものとする。 3－4－8－2 光ケーブル地中配線	項番を4桁に変更 項番修正 項番を4桁に変更 雷害対策を追記

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧（令和6年5月版）	新（令和7年5月版）	備考
光ケーブル地中配線の敷設にあたっては、第3編4-8-1一般事項の規定によるほか、以下によるものとする。 4-8-3 光ケーブル屋内配線 光ケーブル屋内配線の敷設にあたっては、第3編4-5-5屋内配線1項、4-5-2光地中配線（1）及び「有線電気通信設備令第18条（屋内配線）」によるほか、以下によるものとする。 （3）水平ラック部に光ケーブルを敷設する場合は、ラックに3m以下の間隔ごとに緊縛して固定すること。 （4）垂直ラック部に光ケーブルを敷設する場合は、ラックに1.5m以下の間隔ごとに緊縛して固定すること。 4-8-4 光ケーブル屋外配線 光ケーブル屋外配線の敷設にあたっては、第3編4-8-1一般事項、4-8-2光ケーブル地中配線（1）及び4-8-3光ケーブル屋内配線（2）～（4）の規定による。 また、敷設後に他の工事によって別のケーブルが積み重ねられることが多いので、ケーブルの耐圧縮強度に注意し、許容側圧を越えないよう施工する。 4-8-5 光ケーブル架空配線 光架空配線の敷設にあたっては、第3編4-5-7架空配線1項の規定によるほか、以下によるものとする。	光ケーブル地中配線の敷設にあたっては、第3編3-4-5-4地中配線1. 一般事項（2）の規定によるほか、以下によるものとする。 3-4-8-3 光ケーブル屋内配線 光ケーブル屋内配線の敷設にあたっては、第3編3-4-5-5屋内配線1項、3-4-5-2光地中配線（1）及び「有線電気通信設備令第18条（屋内配線）」によるほか、以下によるものとする。 （3）水平ラック部に光ケーブルを敷設する場合は、ラックに3m以下の間隔ごとに包縛して固定すること。 （4）垂直ラック部に光ケーブルを敷設する場合は、ラックに1.5m以下の間隔ごとに包縛して固定すること。 3-4-8-4 光ケーブル屋外配線 光ケーブル屋外配線の敷設にあたっては、第3編3-4-7-3 通信架空配線1. 一般事項、3-4-8-2光ケーブル地中配線（1）及び3-4-8-3光ケーブル屋内配線（2）～（4）の規定による。 また、敷設後に他の工事によって別のケーブルが積み重ねられることが多いので、ケーブルの耐圧縮強度に注意し、許容側圧を越えないよう施工する。 3-4-8-5 光ケーブル架空配線 光架空配線の敷設にあたっては、第3編3-4-5-7架空配線1項の規定によるほか、以下によるものとする。	引用先変更 項番を4桁に変更 項番修正 誤記修正 項番を4桁に変更 引用先変更 項番を4桁に変更 項番修正

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧（令和6年5月版）	新（令和7年5月版）	備考
(1) 光ケーブルの敷設において、他の架空配線及び建造物との離隔距離は、第3編4-7-3通信架空配線に準じるものとする。 4-8-6 光ケーブル接続 第9節 ハンドホール設置工 4-9-1 ハンドホール設置工 1. プレキャストハンドホール設置 (3) マンホール、ハンドホールの鉄ふたは、黒色防錆塗装を施したものとする。マンホールに使用する鉄ふたには鋳形流し込みで、ハンドホールに使用する鉄ふたには、鋳形流し込みとし、必要によりペンキで、用途名を表示する。 2. 現場打ちハンドホール設置 (3) ハンドホール及びマンホールのふたなどは、本条1項2)～4)の規定による。 4-9-2 作業土工（電気） 1. 作業土工（電気） 作業土工（電気）は、第3編第2章第6節作業土工（電気）の規定によるほか、以下によるものとする。 (1) 床掘幅は、ハンドホールなどの施工が可能な最小幅とする。	(1) 光ケーブルの敷設において、他の架空配線及び建造物との離隔距離は、第3編3-4-7-3通信架空配線に準じるものとする。 3-4-8-6 光ケーブル接続 第9節 ハンドホール設置工 3-4-9-1 ハンドホール設置工 1. プレキャストハンドホール設置 (3) マンホール、ハンドホールに使用する鉄ふたは、鋳形流し込みとし、黒色防錆塗装を施したものとする。鉄ふたには必要によりペンキで用途名を表示する。 2. 現場打ちハンドホール設置 (3) ハンドホール及びマンホールのふたなどは、本条1項(2)～(4)の規定による。 3-4-9-2 作業土工（電気） 1. 作業土工（電気） 作業土工（電気）は、第3編第2章第6節作業土工（電気）の規定による。	項番修正 項番を4桁に変更 記載内容の見直し 誤記修正 規定の見直し

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧（令和 6 年 5 月版）	新（令和 7 年 5 月版）	備考
(2) 道路沿いの床掘を行う場合は、交通安全施設を設置し、保安を確保しなければならない。 (3) 舗装の切取りは、コンクリートカッターにより行い、周囲に損傷を与えないこと。 (4) 床掘は、他の地中埋設物に損傷を与えないように、注意して行うものとする。 (5) 床掘は、所定の深さまで行った後、石や突起物を取り除き、突固めを行うものとする。 (6) 埋戻しは、良質土または砂を、1 層の仕上げ厚さが 0.3m 以下となるように均一に締固めて、順次行うものとする。 (7) 路面の表面仕上げを行う場合は、床掘前の路面高さと同じにし、十分締固めなければならない。なお、舗装路面などの場合は、床掘前の材料で仕上げるものとする。 第 1 0 節 プルボックス設置工 4-10-1 プルボックス設置 4-10-2 位置ボックスおよびジョイントボックス設置	第 1 0 節 プルボックス設置工 3-4-10-1 プルボックス設置 3-4-10-2 位置ボックスおよびジョイントボックス設置	項番を 4 桁に変更

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧（令和6年5月版）	新（令和7年5月版）	備考
2. 合成樹脂管用 (1) 合成樹脂管で配線に使用する位置ボックス、ジョイントボックスなどは、本条1項の規定による。ただし、表3-4-11 露出配管の位置ボックス、ジョイントボックスの使用区分で丸形露出ボックス（直径89mm）は直径87mmとする。 (2) 合成樹脂製可とう管による配線に使用する位置ボックス、ジョイントボックスなどは、第3編4-5-2 屋内露出配管1項(1)～(3)の規定によるほか、以下によるものとする。 2) 露出配管の位置ボックス、ジョイントボックスなどの使用区分は、表3-4-11 露出配管の位置ボックス、ジョイントボックスの使用区分に示すボックス以上のものとする。 ただし、丸形露出ボックス（直径89mm）は直径87mmとする。 4-10-3 プラスチックボックス等取付 第11節 分電盤設置工 4-11-1 自立型分電盤取付 4-11-2 分電盤取付	2. 合成樹脂管用 (1) 合成樹脂管で配線に使用する位置ボックス、ジョイントボックスなどは、本条1項(1)及び(3)の規定による。ただし、表3-4-11 露出配管の位置ボックス、ジョイントボックスの使用区分で丸形露出ボックス（直径89mm）は直径87mmに、(直径100mm)は直径97mmと読み替える。 (2) 合成樹脂製可とう管による配線に使用する位置ボックス、ジョイントボックスなどは、第3編3-4-5-2 屋内露出配管1項(1)～(3)の規定によるほか、以下によるものとする。 2) 露出配管の位置ボックス、ジョイントボックスなどの使用区分は、表3-4-11に示すボックス以上のものとする。 ただし、丸形露出ボックス（直径89mm）は直径87mmに、(直径100mm)は直径97mmと読み替える。 3-4-10-3 プラスチックボックス等取付 第11節 分電盤設置工 3-4-11-1 分電盤取付 3-4-11-2 自立型分電盤取付	誤記修正 記載内容の見直し 項番修正 記載内容の見直し 項番を4桁に変更 項番を4桁に変更 記載順変更

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧（令和6年5月版）	新（令和7年5月版）	備考
4-11-3 分電盤基礎工 第12節 引込柱設置工 4-12-1 引込柱建柱 4-12-2 支線取付 4-12-3 腕金取付 4-12-4 引込柱基礎工 第13節 支柱設置工 4-13-1 支柱設置工 4-13-2 支柱基礎工 支柱基礎工は、第3編4-12-4引込柱基礎工の規定による。 第14節 通信線柱設置工 4-14-1 コンクリート柱建柱 コンクリート柱建柱は、第3編4-12-1引込柱建柱の規定による。 4-14-2 鋼板組立柱建柱 2. 鋼管柱設置は、第3編4-12-1引込柱建柱の規定による。	3-4-11-3 自立型分電盤基礎工 第12節 引込柱設置工 3-4-12-1 引込柱建柱 3-4-12-2 支線取付 3-4-12-3 腕金取付 3-4-12-4 引込柱基礎工 第13節 支柱設置工 3-4-13-1 支柱設置工 3-4-13-2 支柱基礎工 支柱基礎工は、第3編3-4-12-4引込柱基礎工の規定による。 第14節 通信線柱設置工 3-4-14-1 コンクリート柱建柱 コンクリート柱建柱は、第3編3-4-12-1引込柱建柱の規定による。 3-4-14-2 鋼板組立柱建柱 2. 鋼管柱設置は、第3編3-4-12-1引込柱建柱の規定による。	語句修正 項番を4桁に変更 項番修正 項番を4桁に変更 項番修正

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧（令和6年5月版）	新（令和7年5月版）	備考
4－14－3 支線取付 支線取付けは、第3編4－12－2支線取付の規定による。 4－14－4 腕金取付 腕金取付けは、第3編4－12－3腕金取付の規定による。 4－14－5 作業土工（電気） 第15節 雷保護設備工 4－15－1 雷保護システム（L P S）設置 第16節 接地設置工 4－16－1 接 地 線 接地線は、緑色または緑／黄色のビニル電線を使用し、その太さは、以下によるものとする。	3－4－14－3 支線取付 支線取付けは、第3編3－4－12－2支線取付の規定による。 3－4－14－4 腕金取付 腕金取付けは、第3編3－4－12－3腕金取付の規定による。 3－4－14－5 作業土工（電気） 第15節 雷保護設備工 3－4－15－1 雷保護システム（L P S）設置 第16節 接地設置工 3－4－16－1 接 地 線 接地線は、緑色または緑／黄色の絶縁電線を使用し、その太さは、以下によるものとする。 表3－4－13 B種接地工事の接地線の太さ [備考]（1） 「変圧器1相分の容量」とは、次の値をいう。 なお、単相3線式は200V級を適用する。 1) 3相変圧器の場合は、定格容量の1/3 2) 単相変圧器と同容量の△結線またはY結線の場合は、単相変圧器の1台分の定格容量 3) 単相変圧器と同容量のV結線の場合は、単相変圧器の1台分の定格容量、異容量のV結線の場合は、大きい容量の単相変圧器の定格	項番を4桁に変更 項番修正 語句修正 記載位置の変更

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧（令和 6 年 5 月版）	新（令和 7 年 5 月版）	備考
	容量 4) 表 3-4-1 3 による接地線の太さが、表 3-4-1 4 により変圧器の低圧側を保護する配線用遮断器などに基づいて選定される太さより細い場合は、表 3-4-1 4 によるものとする。 表 3-4-1 4 C 種及び D 種接地線工事の接地線の太さ 〔備考〕電動機の定格出力が上表を超過するときは、配線用遮断器などの定格電流に基づいて接地線の太さを選定する。	
4-16-2 A 種接地工事の電気工作物	3-4-16-2 A 種接地工事の電気工作物	項番を 4 桁に変更 追記
4-16-3 B 種接地工事の電気工作物	3-4-16-3 B 種接地工事の電気工作物	
4-16-4 C 種接地工事の電気工作物	3-4-16-4 C 種接地工事の電気工作物	
1. 300V を超える低圧用の機器の鉄台及び金属製外箱	1. 使用電圧が 300V を超える低圧用の機器の鉄台及び金属製外箱	語句修正
2. 300V を超える低圧計器用変成器の鉄心。ただし、外箱のない計器用変成器がゴム、合成樹脂その他の絶縁物で被覆されたものは、この限りでない。	2. 使用電圧が 300V を超える低圧計器用変成器の鉄心。ただし、外箱のない計器用変成器がゴム、合成樹脂その他の絶縁物で被覆されたものは、この限りでない。	
3. 300V を超える低圧ケーブル配線による電線路のケーブルを収める金属管、ケーブルの防護装置の金属製部分、ケーブルラック、金属製接続箱、ケーブルの金属被覆	3. 使用電圧が 300V を超える低圧ケーブル配線による電線路のケーブルを収める金属管、ケーブルの防護装置の金属製部分、ケーブルラック、金属製接続箱、ケーブルの	

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧（令和 6 年 5 月版）	新（令和 7 年 5 月版）	備考
4. 合成樹脂管配線による300Vを超える低圧屋内配線に使用する金属製プルボックス及び粉じん防爆形フレキシブルフィッティング 5. 金属管配線、金属製可とう電線管配線、金属ダクト配線、バスダクト配線による、300Vを超える低圧屋内配線の管、ダクト 6. 低圧屋内配線と弱電流電線の隔壁を設けて収める場合における、電線保護物の金属部分 7. ガス蒸気危険場所及び粉じん危険場所内の低圧電気機器の外箱、鉄枠、照明器具、可搬形機器、キャビネット、金属管とその付属品の露出した金属製部分 4－16－5 D種接地工事の電気工作物 5. 地中配線を収める金属製の暗きょ、管及び管路、金属製の配線接続箱並びに地中配線の金属被覆 6. 使用電圧が300Vを超える低圧または高圧計器用変成器の2次側電路 7. 使用電圧が300V以下の低圧の合成樹脂管配線に使用する金属製プルボックス及び粉じん防爆形フレキシブルフィッティング 4－16－6 C種またはD種接地工事の特例 （2）C種接地工事を施さなければならない金属体と大地との間が、電氣的及び機械的に確実に接続され、そ	金属被覆 4. 合成樹脂管配線による使用電圧が300Vを超える低圧屋内配線に使用する金属製プルボックス及び粉塵防爆型フレキシブルフィッティング 5. 金属管配線、金属製可とう電線管配線、金属ダクト配線、バスダクト配線による、使用電圧が300Vを超える低圧屋内配線の管、ダクト 6. 低圧屋内配線と弱電流電線の隔壁を設けて収める場合における、電線保護物の金属部分 7. ガス蒸気危険場所及び粉塵危険場所内の低圧電気機器の外箱、鉄枠、照明器具、可搬形機器、キャビネット、金属管とその付属品の露出した金属製部分 3－4－16－5 D種接地工事の電気工作物 5. 地中配線を収める金属製の暗きょ、管及び管路、金属製の電線接続箱並びに地中配線の金属被覆 6. 高圧計器用変成器の2次側電路 7. 使用電圧が300V以下の低圧の合成樹脂管配線に使用する金属製プルボックス及び粉塵防爆型フレキシブルフィッティング 3－4－16－6 C種またはD種接地工事の特例 （2）低圧屋内配線の使用電圧が300V以下の合成樹脂管配線に使用する金属製ボックス及び粉塵防爆型フレキ	語句修正 項番を4桁に変更 語句修正 記載内容の見直し

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧（令和6年5月版）	新（令和7年5月版）	備考
の間の電気抵抗値が10Ω以下である場合 4-16-7 C種接地をD種接地にする条件 4-16-8 照明器具の接地 4-16-9 A種及びB種接地の施工方法 4-16-10 C種及びD種接地の施工方法 1. 第3編4-16-9 A種及びB種接地の施工方法項～2項及び4項～6項の規定によるものとする。 4-16-11 避雷設備の接地との等電位ボンディング 4-16-12 接地極位置などの表示 第17節 塗 装 工 4-17-1 一般事項 4-17-2 塗 装 第18節 撤 去 4-18-1 一般事項 受注者は、工事の施工に伴い生じた現場発生品などは、第1編1-1-18 工事現場発生品の規定によるほか、設備などの撤去品の取扱いは、設計図書によらなければならない。 4-18-2 産業廃棄物の管理及び処理	シブルフィッチングで以下のいずれかに該当する場合 3-4-16-7 C種接地をD種接地にする条件 3-4-16-8 照明器具の接地 3-4-16-9 A種及びB種接地の施工方法 3-4-16-10 C種及びD種接地の施工方法 1. 第3編3-4-16-9 A種及びB種接地の施工方法項～2項及び4項～6項の規定によるものとする。 3-4-16-11 避雷設備の接地との等電位ボンディング 3-4-16-12 接地極位置などの表示 第17節 塗 装 工 3-4-17-1 一般事項 3-4-17-2 塗 装 18節 撤 去 3-4-18-1 一般事項 受注者は、工事の施工に伴い生じた現場発生品などは、第1編1-1-1-19 工事現場発生品の規定によるほか、設備などの撤去品の取扱いは、設計図書によらなければならない。 3-4-18-2 産業廃棄物の管理及び処理	項番を4桁に変更 項番修正

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧（令和 6 年 5 月版）	新（令和 7 年 5 月版）	備考
受注者は、工事の施工に伴い生じた産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、適切に処理するものとする。 なお、特別管理産業廃棄物においては、工事施工中も適切に管理を行い、工事の完成に際しては、設計図書による処分方法によらなければならない。	受注者は、工事の施工に伴い生じた産業廃棄物は、第 1 編 1－1－1－2 0 建設副産物の規定により、適切に処理するものとする。 なお、特別管理産業廃棄物においては、工事施工中も適切に管理を行い、工事の完成に際しては、設計図書による処分方法によらなければならない。	引用先変更

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧(令和 6 年 5 月版)	新(令和 7 年 5 月版)	備考
第 4 編 電気設備編 ※以降は、令和6年度版 北海道開発局電気通信工事仕様書 第4編電気設備編であるが、全て本省基準参照のため、記載は削除	第 4 編 電気設備編 本編は、電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房技術調査課 電気通信室）第 4 編 電気設備編によるものとする。また、以下を補足条項として加える。 （１）本編に記載の第 1 編共通編及び第 3 編電気通信設備工事共通編は、北海道開発局電気通信工事仕様書の第 1 編共通編及び第 3 編電気通信設備工事共通編に読み替えるものとする。	参照先を記載 第1編と第3編は北海道版参照のため、補足

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧(令和6年5月版)	新(令和7年5月版)	備考
第5編 通信設備編 ※以降は、令和6年度版 北海道開発局電気通信工事仕様書 第5編通信設備編であるが、全て本省基準参照のため、記載は削除	第5編 通信設備編 本編は、電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房 技術調査課 電気通信室）第5編 通信設備編によるものとする。また、以下を補足条項として加える。 （1）本編に記載の第1編共通編及び第3編電気通信設備工事共通編は、北海道開発局電気通信工事仕様書の第1編共通編及び第3編電気通信設備工事共通編に読み替えるものとする。	参照先を記載 第1編と第3編は北海道版参照のため、補足

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧(令和 6 年 5 月版)	新(令和 7 年 5 月版)	備考
第 6 編 電子応用設備編 ※以降は、令和6年度版 北海道開発局電気通信工事仕様書 第6編電子応用設備編であるが、全て本省基準参照のため、記載は削除	第 6 編 電子応用設備編 本編は、電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）第 6 編 電子応用設備編によるものとする。また、以下を補足条項として加える。 （１）本編に記載の第 1 編共通編及び第 3 編電気通信設備工事共通編は、北海道開発局電気通信工事仕様書の第 1 編共通編及び第 3 編電気通信設備工事共通編に読み替えるものとする。	参照先を記載 第1編と第3編は北海道版参照のため、補足

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧(令和 6 年 5 月版)	新(令和 7 年 5 月版)	備考
付 表 ※以降は、令和6年度版 北海道開発局電気通信工事仕様書 付表であるが、全て本省基準参照のため、記載は削除	付 表 付表は、電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房技術調査課 電気通信室）第 5 編 通信設備編によるものとする。電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省 大事官房 技術調査課 電気通信室）による。	参照先を記載